

企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」について

I. はじめに

当委員会（ASBJ）は、平成17年12月9日に、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「本会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（以下「本適用指針」という。）を公表した。

本会計基準は、いわゆる中間区分を廃止し、従来の資本の部に替えて「純資産の部」を設置したという点において、国際的な会計基準とのコンバージェンスに資するものである。ただし、後述のように、新設された「株主資本」には、「評価・換算差額等」、「新株予約権」が含まれないなど、国際的な会計基準との差異も含まれることに留意が必要である。また、本会計基準によって整理された純資産や株主資本の会計上の考え方は、会社法の改正にも反映されている。

本稿では、本会計基準等の概要を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添える。

II. 公表の経緯

近年、資本の部に対する考え方の変更や中間区分の設定が見られる中、平成16年12月に公表された企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」において、ストック・オプションに対応する金額（具体的には、「新株予約権」の項目）の表示区分について引き続き議論することとしていたため、ASBJでは、貸借対照表表示検討専門委員会を設置し、当該専門委員会での討議を含め、これらの問題に対する審議を行ってきた。平成17年8月10日には、本会計基準及び本適用指針の公開草案を公表し、広く各界からの意見を求めた。本会計基準及び本適用指針は、その公開草案に寄せられた意見も参考にしてさらに審議を行い、その内容を一部修正して公表されたものである。

なお、本会計基準及び本適用指針は、平成16年9月に公表されている討議資料「財務会計の概念フレームワーク」¹の一部も素材にして議論されたものである。これは、当該討議資料が、当委員会の見解ではなく、外部の研究者を中心としたワーキング・グループの見解であるものの、今後の基準設定の過程で有用性をテストされ、市場関係者等の意見を受けてさらに整備・改善されれば、いずれはデファクト・スタンダードとしての性格を持つことも期待されていることによる。ただし、このことは、本会計基準等の議論の過程において、様々な考え方や国際的な基準のほか、当該討議資料も議論の参考としたことを意味するものであって、当該討議資料に従って本会計基準を開発したことを意味するものではないことに留意する必要がある。

¹ 討議資料については、当ホームページ

(http://www.asb.or.jp/j_asbj/begriff/begriff_20041008.html) を参照のこと。

III. 貸借対照表の純資産の部の表示

1 純資産の部の表示の概要

本会計基準では、貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとしている。そして、純資産の部は、株主資本と株主資本以外の各項目に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分するものとしている（[図表]参照）²。

(1) 個別貸借対照表

個別貸借対照表上、株主資本の区分における資本剰余金及び利益剰余金は、さらに次の区分とするものとしている。

- ① 資本剰余金は、さらに資本準備金及びその他資本剰余金に区分する。
- ② 利益剰余金は、さらに利益準備金及びその他利益剰余金に区分し、その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については繰越利益剰余金にて表示する。

また、個別貸借対照表上、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分し、評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益等その内容を示す科目に区分する。

(2) 連結貸借対照表

連結貸借対照表上、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分する。評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定等その内容を示す科目に区分する。

² 本会計基準では、自己株式の表示など本会計基準において特に定めのないものについては、該当する他の会計基準の定めによるとしている。このため、自己株式を保有している場合には、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」に基づき、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示することとなる。

[図表]

(個別貸借対照表の該当部分の記載例)	(連結貸借対照表の該当部分の記載例)
純資産の部	純資産の部
I 株主資本	I 株主資本
1 資本金	1 資本金
2 資本剰余金	2 資本剰余金
(1) 資本準備金	
(2) その他資本剰余金	
資本剰余金合計	
3 利益剰余金	3 利益剰余金
(1) 利益準備金	
(2) その他利益剰余金	
××積立金	
繰越利益剰余金	
利益剰余金合計	
4 自己株式	4 自己株式
株主資本合計	株主資本合計
II 評価・換算差額等	II 評価・換算差額等(*)
1 その他有価証券評価差額金	1 その他有価証券評価差額金
2 繰延ヘッジ損益	2 繰延ヘッジ損益
3 土地再評価差額金	3 土地再評価差額金
	4 為替換算調整勘定
評価・換算差額等合計	評価・換算差額等合計
III 新株予約権	III 新株予約権
	IV 少数株主持分
純資産合計	純資産合計

(*)連結貸借対照表において、子会社の個別貸借対照表上、純資産の部に直接計上されている評価・換算差額等は、持分比率に基づき親会社持分割合と少数株主持分割合とに按分し、親会社持分割合は当該区分において、少数株主持分割合は少数株主持分に含めて記載する。

2 考え方

(1) 貸借対照表の区分（純資産の部の設定）

これまで、貸借対照表上で区分されてきた資産、負債及び資本の定義は必ずしも明示されていないが、そこでのいう資本については、一般に、報告主体の所有者に帰属するものと理解されてきた。また、返済義務のあるものは負債の部に記載するが、少数株主持分や為替換算調整勘定のように返済義務のないものは負債の部に記載しないこととする取扱いが、近年、連結財務諸表を中心に行われてきている。

このように、「資本」は報告主体の所有者に帰属するもの、「負債」は返済義務のあるものとそれぞれ明確にした上で貸借対照表の貸方項目を区分する場合、資本や負債に該当しない項目が生ずることがある。この場合には、独立した中間的な区分を設けることが考えられるが、中間区分自体の性格や中間区分と損益計算との関係などを巡る問題が指摘されている。また、国際的な会計基準では、中間区分を解消する動きがみられる。

このような状況に鑑み、本会計基準では、まず、貸借対照表上、資産性又は負債性をもつものを資産の部又は負債の部に記載することとし、それらに該当しないものを資産と負債との差額として「純資産の部」に記載することとした。この結果、報告主体の支払能力などの財政状態をより適切に表示することが可能となるものと考えられている。このような考え方にに基づき、本会計基準では、「新株予約権」や「少数株主持分」は、「純資産の部」に区分して記載することとし、また、これまで損益計算の観点から資産又は負債として繰り延べられてきた「繰延ヘッジ損益」（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額）についても、資産性又は負債性を有しないため、純資産の部に記載することとされた³。

なお、「純資産の部」という表記に関して公開草案に寄せられたコメントに対して、本会計基準では、次のような考え方を示している。

- ① 「株主持分の部」とするという意見があったが、持分には、単なる差額概念以上の意味が含まれる可能性があり、資産と負債との差額を表すには、純資産と表記することが内容をより適切に示すものと考えられること
- ② 資本と純資産とが相違することに対する懸念も見られたが、資産や負債を明確にすれば、これらの差額がそのまま資本となる保証はないため、貸借対照表の区分において、資本とは必ずしも同じとはならない資産と負債との単なる差額を適切に示すには、これまでの「資本の部」という表記を「純資産の部」に代えることが適当であること

特に、②に関するコメントについては、金融商品会計基準の公表により、「資本の部」において、他の剰余金と区別するものの、その他有価証券評価差額金を直接記載したため、その後、資本取引を除く資本の変動は利益と一致しなくなったという見方が背景にあるものと考えられる⁴。しかしながら、この点については、以前であれば、株主に帰属する資本が差額としての純資産となるように資産及び負債が取り扱われてきたが、金融商品会計基準の公表により、その他有価証券評価差額金を資本の部に直接計上する考え

³ この他にも、例えば、仮受金や未決算勘定、割賦未実現利益、負ののれん、修繕引当金など、損益計算の観点から資産又は負債として繰り延べられてきたのではないかと考えられる項目もある。しかしながら、仮受金や未決算勘定については、将来、収益に計上される可能性ではなく外部に返済される可能性を重視すれば負債に該当すること、割賦未実現利益や負ののれん、修繕引当金については、利益の繰り延べではなく資産の控除項目という見方もあることなどから、貸借対照表の表示を取り扱う本会計基準では、繰延ヘッジ損益以外の項目について、既存の会計基準と異なる取扱いを定めることはしないものとしている。

⁴ このような見方は、いわゆる資本直入というような表現にあらわれているものと思われる。

方が導入されて以降、株主に帰属する「資本」と資産と負債との差額である「純資産」とは、概念としては既に異なっているという見方がある。すなわち、一般に、貸借対照表上の資本の変動（資本取引を除く。）と損益計算書上の利益は一致するという関係⁵は、会計情報の信頼性を高め、企業評価に役立つものと考えられており、金融商品会計基準の公表後も、その考え方に変化はないという見方である。この見方によれば、「資本の部」という表記をそのままにしていることによって、あたかも資本取引を除く資本の変動と利益の一致という考え方自体に変化が生じたものと考えられてしまうため、むしろ従来から変化していないその考え方にあわせるよう表示を変更するという対応が必要となる。

本会計基準では、利益が資本取引を除く資本の変動をもたらすという関係を重視し、また、資本については、株主に帰属するものであることを明確にすることとした。資産や負債を明確にすれば、これらの差額がそのまま資本となる保証はないため、本会計基準では、貸借対照表の区分において、資本とは必ずしも同じにはならない資産と負債との単なる差額を適切に示すように、これまでの「資本の部」という表記を「純資産の部」に代えるものとしている。

なお、これまで「資本の部」には、前述のように、その他有価証券評価差額金など、払込資本でもなく損益計算書を経由した利益剰余金でもない項目が含まれて表記されていたため、本会計基準では、純資産のうち株主に帰属する部分を、「資本」とは表記せず、株主に帰属するものであることをより強調する観点から「株主資本」と称するものとしたとしている。

(2) 純資産の部の表示

① 株主資本

前述したように、本会計基準では、「資本の部」を資産及び負債の差額を示す「純資産の部」に代え、資産や負債に該当せず株主資本にも該当しないものも純資産の部に記載することとした。この際、純資産の部の表示については、まず、株主資本を他の純資産に属する項目から区分することが適当であると考えられるため、本会計基準では、純資産を株主資本と株主資本以外の各項目に区分することとされた。

これは、財務報告における情報開示の中で、特に重要なのは投資の成果を表す利益の情報であると考えられており、当該情報の主要な利用者であり受益者であるのは、報告主体の企業価値に関心を持つ当該報告主体の現在及び将来の所有者（株主）であると考えられるため、当期純利益とこれを生み出す株主資本が重視されることによる。

なお、本会計基準では、純資産を株主資本と株主資本以外の各項目に並列的に区分するのではなく、株主資本をより強調するように、純資産を「株主資本」と「その他純資産」に大きく区分し、その他純資産をさらに評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分するという考え方も検討されたが、この考え方では、株主資本以

⁵ これは、クリーン・サープラス関係や資本と利益の連繫 (articulation) と呼ばれることが多い。

外の各項目をその他純資産として一括りにするため、そのような意義は薄いと考え、採用していないとしている。

また、純資産の部の区分においては、ROE（株主資本利益率又は自己資本利益率）の計算上、従来から、資本の部の合計額を分母として用いることが多く、また、この分母を株主資本と呼ぶことも多いため、「株主資本」「評価・換算差額等」及び「新株予約権」を括った小計を示すべきではないかという指摘があるが、ROEのみならず、自己資本比率や他の財務指標については、本来、利用目的に応じて用いられるべきものと考えられ、本会計基準の適用によっても、従来と同じ情報は示されており、これまでと同様の方法によるROEなどの財務指標の算定が困難になるわけではない。このため、本会計基準では、企業の財政状態及び経営成績を示す上で、「株主資本」「評価・換算差額等」及び「新株予約権」を一括りとして意味をもたせることが必ずしも適当ではないと考え、これらを括ることとはされていない。

② 新株予約権

新株予約権は、報告主体の所有者である株主とは異なる新株予約権者との直接的な取引によるものであり、親会社株主に帰属するものではないため、株主資本とは区別することとされている。

③ 少数株主持分

少数株主持分は、子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分であり、親会社株主に帰属するものではないため、株主資本とは区別することとされている。

なお、連結貸借対照表上、少数株主持分には、これまでと同様に連結子会社における評価・換算差額等の少数株主持分割合が含まれる。さらに、少数株主持分を純資産の部に記載することとしても、連結財務諸表の作成については、従来どおり、親会社の株主に帰属するもののみを連結貸借対照表における株主資本に反映させる親会社説の考え方によることに留意する必要がある。

④ 評価・換算差額等

本会計基準では、評価・換算差額等は、払込資本ではなく、かつ、未だ当期純利益に含まれていないことから、株主資本とは区別し、株主資本以外の項目としている。

なお、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定などは、国際的な会計基準において、「その他包括利益累積額」として区分されているが、包括利益が開示されていない中で「その他包括利益累積額」という表記は適当ではないため、本会計基準では、その主な内容を示すよう「評価・換算差額等」として表記することとしたとしている。

また、公開草案に対するコメントの中には、評価・換算差額等の各項目は株主資本に含める方が妥当ではないかという意見があったが、前述したように、一般的に、資本取引を除く資本の変動と利益は一致するという関係は、会計情報の信頼性を高め、企業評価に役立つものと考えられている。本会計基準では、当期純利益が資本取引を

除く株主資本の変動をもたらすという関係を重視し、評価・換算差額等を、株主資本とは区別することとしたとしている。

(3) 株主資本の区分

平成14年2月に公表された企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」では、これまでの資本の部において、資本性の剰余金を計上する資本剰余金の区分を設け、また、これに合わせ、利益性の剰余金を計上する利益剰余金の区分を設けた。このような区分は、債権者保護の観点から資本の部を資本金、法定準備金、剰余金に区分してきた商法の考え方と、払込資本と留保利益に区分する企業会計の考え方の調整によるものと考えられる⁶。このため、本会計基準でも従来の考え方を引き継ぎ、株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分するものとしている。

① 資本剰余金

資本性の剰余金を計上する資本剰余金は、個別貸借対照表上はさらに、「資本準備金」及び「その他資本剰余金」に区分するものとされている。

ただし、本会計基準では、個別貸借対照表上においても、その他資本剰余金の内訳を示さないものとしている。これまで、その他資本剰余金は、資本金及び資本準備金の取崩によって生ずる剰余金や自己株式の処分差益等がその内容を示す科目に区分して表示されていたが、本会計基準の適用時期と同時に導入される株主資本等変動計算書があれば当期の変動状況は把握できることなどから、継続的にその他資本剰余金の残高を内容に応じて区別しておく必然性は乏しいと考えられることによる。

② 利益剰余金

利益性の剰余金を計上する利益剰余金は、個別貸借対照表上はさらに、「利益準備金」及び「その他利益剰余金」に区分するものとされている。

これまで、利益剰余金は、「利益準備金」「任意積立金」及び「当期末処分利益（又は当期末処理損失）」に区分する（3区分）とされていた。これは、任意積立金と当期末処分利益を括るだけの区分を設ける実益に乏しいことなどの理由による。しかしながら、会計上は、任意積立金の区分を設ける必然性はなく、また、会社法上も利益準備金、任意積立金及びその他の各項目が示されれば足りると解されることから、本会計基準では、資本剰余金の区分と対称となるよう「利益準備金」及び「その他利益剰余金」に区分する（2区分）こととしている。

さらに、本会計基準では、その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については、「繰越利益剰余金」として表示するものとしている。

⁶ もちろん、払込資本も留保利益も株主資本であることには変わりはなく、会計上はこの留保利益を含む株主資本の変動（増資や配当など）と、その株主資本が生み出す利益との区分が本質的に重要である。しかし、同じ株主資本でも株主が拠出した部分と利益の留保部分を分けることは、配当制限を離れた情報開示の面でも従来から強い要請があったと考えられる。

後者は、今後、決算日後の利益処分に限らず剰余金の配当を行うことができるようになることなどから、これまで利益処分の前後で使い分けられてきた「当期末処分利益」と「繰越利益」に代え、「繰越利益剰余金」と称したものである。

なお、その他利益剰余金又は繰越利益剰余金の金額が負となる場合には、マイナス残高として表示することとなる。

IV. 純資産の部における項目の会計処理

1 表示を除く会計処理について

本会計基準は、貸借対照表の純資産の部の表示を定めることを目的としており、表記上、これまでの資本の部を純資産の部に代え、新株予約権や少数株主持分、繰延ヘッジ損益を当該純資産の部に記載することとしたが、表示を除く会計処理については、基本的に既存の会計基準と異なる定めはしていないとしている。このため、以下のように、それぞれの会計処理については、従来どおりのものとなる。

(1) 新株予約権

新株予約権の発行者側の会計処理については、新株予約権を純資産の部に記載することとなっても、これまでと同様に、権利が行使されたときは資本金又は資本金及び資本準備金に振り替え、権利が行使されずに権利行使期限が到来したときは利益として処理することとなる。

(2) 少数株主持分

少数株主持分を純資産の部に記載することとなっても、従来どおり、連結財務諸表の作成については親会社説の考え方による。このため、これまでと同様に、少数株主損益は、連結損益計算書において当期の損益から控除し、当期純利益は親会社の株主に帰属する利益の額として計算される。また、親会社の子会社株式を追加取得した場合、追加取得により、減少した少数株主持分（増加した親会社の持分）と追加投資額との間に生じた差額は、のれんとして処理し、親会社の子会社株式を一部売却した場合（ただし、親会社と子会社の支配関係は継続しているとき）、売却した株式に対応する少数株主持分を増額するとともに、売却による親会社の持分の減少額と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理することとなる。さらに、子会社の時価発行増資等に伴い親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に生ずる差額は、原則として当期の損益として処理することとなる。

(3) 繰延ヘッジ損益

繰延ヘッジ損益（ヘッジ手段が時価評価されている場合において、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は評価差額）を純資産の部に記載することとなっても、本会計基準の適用による表示の変更と、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法とは矛盾するものではない。このため、税効果の調整を除き、現在の金融商

品会計基準の適用に変更はないことに留意する⁷。

なお、為替予約等の振当処理における直先差額のうち次期以降に配分される額は、異なる通貨の金利差を主たる要因とし、発生基準により利息相当額として期間配分されるものであるため、長期前払費用又は長期前受収益として計上されており（会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」第10項参照）、本会計基準の適用によっても、従来と同様に、資産の部又は負債の部に記載される。

(4) 新株式払込金

これまで、新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金は、資本金の区分の次に区分を設けて表示されてきた。しかし、平成16年の改正商法及び会社法では、払込期日から株主になるため、もはや新株式払込金は生じないこととなる。また、申込期日経過後における新株式申込証拠金は、実質上、株主からの出資金が期日前に払い込まれたものにすぎず、すぐに払込資本となることから、従来どおり、資本金の区分の次に区分を設けて表示されることとなる⁸。

(5) 土地再評価差額金

従来から資本の部に計上されている土地再評価差額金は、継続的に評価替えされず、また、売却等を行った際に損益計算書を経由せず当期末処分利益に繰り入れられている。これは、その他有価証券評価差額金などの会計処理とは異なるが、時限立法である土地の再評価に関する法律に基づく臨時的かつ例外的な会計処理であり、土地再評価差額金は、土地の再評価により生じ税効果を調整した評価差額であることから、純資産の部において、評価・換算差額等に表示する。

2 本適用指針の位置付け

本適用指針は、本会計基準を適用する際の指針を定めるものであるが、評価・換算差額等については、これらに係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除して計上することとなるため、その具体的な税効果会計の適用について整理している。また、新株予約権や少数株主持分、繰延ヘッジ損益を純資産の部に記載することとしたことから、「連結財務諸表原則」や「外貨建取引等会計処理基準」の適用指針の一部として、資本連結における子会社の資本及び被投資会社の資本（後述3参照）や在外子会社等の純資産の換算（後述4参照）についても明確にしている。

3 資本連結における子会社の資本及び被投資会社の資本

本適用指針では、連結貸借対照表の作成にあたり、資本連結において親会社の子会社に

⁷ ただし、繰延ヘッジ損益は、資本連結において親会社の子会社に対する投資と相殺消去される子会社の資本に含まれることとされている。

⁸ 払込期日前日までに受領した自己株式の処分の対価相当額については、自己株式の処分の認識を行うまでは、純資産の部において株主資本の控除とされている自己株式の直後に、自己株式申込証拠金等の科目をもって表示する。

対する投資と相殺消去される「子会社の資本」⁹は、次の項目の金額（いずれも、税効果会計適用後の金額とする。）の合計となるものとしている。

- ① 子会社の個別貸借対照表上の純資産の部における株主資本（親子会社間の会計処理の統一及びその他個別財務諸表の修正による損益処理後）
- ② 子会社の個別貸借対照表上の純資産の部における評価・換算差額等
- ③ 子会社の資産及び負債の時価と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額（評価差額）

また、持分法の適用にあたり、「被投資会社の資本」は、従来どおり、上述した子会社の資本に準ずることとなる。

4 在外子会社等の純資産の換算

本適用指針では、連結財務諸表の作成又は持分法の適用にあたり、外国にある子会社又は関連会社の外国通貨で表示されている財務諸表項目のうち、純資産に属する項目（連結貸借対照表の作成又は持分法の適用にあたり子会社の資本及び被投資会社の資本とされた評価差額を含む。）の換算は、次の方法によるとしている。

- ① 親会社による株式の取得時における株主資本及び評価・換算差額等に属する項目、並びに子会社の資産及び負債の評価差額については、株式取得時の為替相場による円換算額を付する。
- ② 親会社による株式の取得後に生じた株主資本に属する項目については、当該項目の発生時の為替相場による円換算額を付し、親会社による株式の取得後に生じた評価・換算差額等に属する項目については、決算時の為替相場による円換算額を付する。
- ③ 新株予約権については、発生時の為替相場による円換算額を付する。ただし、新株予約権に係る為替換算調整勘定は、新株予約権に含めて表示することとする。
- ④ 少数株主持分については、従来どおり、決算時の為替相場による円換算額を付する。

V. 適用時期等

本会計基準及び本適用指針は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表から適用する¹⁰。

⁹ 連結財務諸表原則においては、親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本を相殺消去しなければならないとしている。本適用指針では、表示を除く会計処理については、基本的に既存の会計基準と異なる定めはしていないことから、従来どおり、資本連結の手続における相殺消去の対象として、「子会社の資本」という用語を用いている。同様に、連結財務諸表原則にて、持分法の適用に際し用いられている「被投資会社の資本」についても、本適用指針では、従来どおり用いている。

¹⁰ 会社法は、公布の日から 1 年 6 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する（附則第 1 条とされているが、平成 18 年 5 月頃の施行が見込まれている（例えば、「座談会 「会社法」 制定までの経緯と新会社法の読み方」（商事法務 No. 1739、2005 年 8 月 5 日 15 日合併号） p33 にお

適用時期について、公開草案では、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することを提案していた。しかし、その後、会社法の施行による計算書類に関する規定が、当該施行日以後終了する事業年度から適用されることが明らかとなったため、本会計基準では一律に、会社法施行日以後終了する中間期及び事業年度末から適用するものとした。

また、適用初年度においては、期間比較を容易にするように、これまでの資本の部の合計に相当する金額を注記するものとしている。

以 上

企業会計基準委員会 研究員

川崎 聖敬